

「学校の管理下」でのケガは、 災害共済給付を利用します。



確認ポイント

- 学校の管理下でケガをされた場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されます。
 - こども医療費助成制度は重複して受けることができません。**こども医療費助成制度を重複して利用した場合、受診した医療機関又は市の担当課※へ報告が必要になります。
 - 初診から治ゆまでの間の医療費総額が5,000円未満（自己負担額が1,500円未満）の場合は、災害共済給付が適用されないので、こども医療費助成制度を利用してください。
- ※こども医療費については、子育て応援課へご連絡ください。



那覇市教育委員会 学務課
TEL 917-3505

令和5年2月17日

保護者の皆様

那覇市教育委員会
教育長 山城良嗣
(公印省略)

災害共済給付（日本スポーツ振興センター）の手続きについて（通知）

日頃から那覇市の学校教育に対してはご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、那覇市では令和4年4月より中学卒業までを対象にこども医療費助成制度が実施されております。

この制度は自己負担分が他の制度により賄われる場合、助成の対象となりません。学校でけがなどをして病院にかかった場合は、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用することとなっております。

そのため、病院の窓口でのお支払いの際は、こども医療費助成制度（いわゆる窓口無料化）はご利用にならず、これまで通り支払いを行い、領収証等を取得の上、学校の保健室で給付の手続きを行うようお願いいたします。

また、後に災害共済給付の対象外であった場合は、領収証をお持ちの上、那覇市役所子育て応援課にて手続きを行うことで医療費を償還いたします。

【問い合わせ先】

- 災害共済給付→在籍する各小中学校保健室
- こども医療費助成制度→那覇市役所 子育て応援課
医療費支援グループ 電話 098-861-6951